

加入手続を開始するためのコスタリカの正式な要請についての
環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定委員会決定
(仮訳)

2022年8月10日、コスタリカから受領した環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(以下「CPTPP」という。)への加入交渉を開始するための正式な要請に鑑み、

CPTPP第5条(加入)、第27・2条(委員会の任務)、第27・3条(意思決定)及び第27・4条(委員会の手続規則)、並びにCPTPP委員会(以下「委員会」という。)で採択された2019年1月19日の委員会決定の附属書の加入手続(以下「加入手続」という)に従い、

ルールに基づく貿易システムの支持者としてのコスタリカの履歴、ハイスタンダードな貿易・投資ルールに関する経験、並びに、加入手続に定められているとおり、CPTPPの義務を遵守し、最も高い水準の市場アクセスを提供する意図を有するというコスタリカによる確約に留意し、

委員会は次のとおり決定する。

加入手続の開始

1. 加入手続第2.1節(加入手続開始要請)に関し、加入要請エコノミーとして、コスタリカから要請された加入手続をここに開始する¹。

加入作業部会の設置

2. コスタリカの加入を交渉するための作業部会(以下「加入作業部会」という。)は、以下の付託事項及び構成をもって、ここに設置される。

付託事項: 「CPTPP第5条(加入)及び加入手続第3項及び第5項に従い、(i) CPTPPの条件を遵守する能力を示すためにコスタリカから提出された書面及びCPTPP締約国に要請されたコスタリカからのその他の情報を含め、CPTPPに加入するためのコスタリカ政府の要請を検討し、(ii)コスタリカのCPTPPへの加入交渉を実施し、(iii)交渉終了の後、コスタリカのCPTPPへの加入に関する条件について、委員会に対して報告書を提出すること。」

¹ 本決定は、コスタリカのCPTPP加入に関する各締約国の国内手続を妨げるものではない。

構成員： 加入作業部会は各締約国の政府の代表者によって構成される。

議長： ペルー、副議長：カナダ及びニュージーランド。議長の任務は、次のものを含む。加入作業部会の活動全般(組織的事項を含む。)を調整すること、加入作業部会の全ての会合の議長を務めること、及び加入作業部会の報告書案の起草を調整すること。副議長は、議長の任務遂行を支援する。

3. CPTPP第27・4条第4項(委員会の手続規則)及び加入手続に従い、加入作業部会は、必要に応じて、その活動の実施のための手続規則及び日程を定めることができる。
4. 加入作業部会は、必要に応じて、その任務を遂行するための補助グループを設置することができる。
5. 加入作業部会はコスタリカの政府の代表者を含まない一方、加入の条件を交渉するため又はその他の理由のため、加入作業部会はその会合にコスタリカを招請することができる。

本決定は、委員会により採択された日に効力を生じ、委員会の議長国により公表される。